



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第61号 : 特集・新著紹介Ⅱ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 61, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78872
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1991年5月15日
吐魯番出土文物研究会

第61号

特集・新著紹介Ⅱ

【はじめに】

本号では前号にひきつづき、1989年に中文で公表された論著を紹介する。本号に紹介するのは、主として高昌国時代の社会経済関係の諸制度や寺院経済、および文化などに関する論著である。ただし前号と同様な理由で、一篇だけだが、1989年以前に公表された論著を含んでいる。なお唐西州時代をあつかった論著については、紙幅の都合上、8月1日発行予定の第66号に掲載する予定である。

☆

☆

☆

☆

◆謝重光「麹氏高昌賦役制度考辨」

(『北京師範大学学報』1989年第1期、80～88)

◆楊際平「麹氏高昌賦役制度管見」

(『中国社会経済史研究』1989年第2期、79～87, 94)

重要な問題のわりには、専論にあまり恵まれなかった高昌国の税役制度だったが、期せずして意欲的な論稿が相前後して発表された。ここでは公刊が若干早かった謝氏の論稿から紹介してゆくことにしたい(ちなみに楊氏も謝氏の論稿を註に引いている)。なお両論稿とも、條記文書にみえる「劑」字の意味について言及しているが、これについてはかつて本誌上で私見を述べたことがあるので(「高昌文書中の「劑」字について—『吐魯番出土文書』割記(七)—」〈本誌第16, 17, 39号〉)、ここでは省略する。

謝氏の論稿は、「課税と地租」、「大調と小調」、「僧俗負担の輕重」、および「称価錢」の四節からなっている。まず「課税と地租」においては、各種の帳簿様式の文書や條記文書などから、錢納と物納、高率と低率の税が交錯していた状況を説く。このうち高率の税は、尚書系の諸部のひとつである屯田が管轄する官田の耕作者に対する税であることを推定し、糧食作物用の官田の負担は畝三斛前後(文書としては「和婆居羅等田租簿」)、商品作物用の官田は畝四文から八文(同じく「將顯守等田畝得銀錢帳」)、一方民田の場合は糧食作物用が畝一斛から斗単位(田租の條記文書)、商品作物用が畝一文以下(「延壽八年□怪質等田畝出銀錢帳」)と、それぞれの大まかな額を算出する。つぎの「大調と小調」では、はじめに辞の文言から二種類の調があったことを確認した上で、條記文書に散見される絹や練が同時代の中国王朝の調と同じ品目ゆえ、これが大調であり、折納される丁正錢の名称からも明らかのように、丁対象の税目であったとする。また絹や練以外にも丁対象で、不定期に徴収される様々な負担が小調の名称で一括されたという。さらにこれと関連して、「丁輸」とは運輸の力役一般を意味するものではなく、調の一種である木薪の納入義務のこととしている。「僧俗負担の輕重」においては、仏教寺院やそこに所属する僧尼も俗人と同様に租調や力役を負担しなければ

ならなかった点に高昌国の税役制度の特質をみる。しかし一方では、「顯守帳」や「計人配馬文書」などから負担の程度（納入額）が俗人より軽く抑えられていた事実にも注目し、この点から彼らの特権がなお消滅していなかったことを指摘する。最後の「称価錢」においては、この税が通行税ではなく、基本的に商行為そのものにつけられた税であることを確認した上で、それ以外では商行為に従事する者が物品を官秤に委ねる際にも徴収されたことを明らかにし、ここからさらに、称価錢の徴収対象を市にあって交易に従事する者一般であるとする。

ついで楊氏の論稿だが、こちらは「力役」、「田土にかかる租税」、「各種の調」、および「丁正錢、入臧錢、称価錢」の四節からなっている。まず「力役」では、高昌国時代の力役には、所有する田土に対して、その面積や地目を勘案して賦課されるもの（計田承役）と、丁男に対して一律に賦課されるもの（計丁承役）とがあり、前者は治水灌漑施設の築造や修復など、田土の維持に関連する労働だったことを推測する。また後者は田土を保有していない商人や羈人をも対象としており、期間は五日を基準としていた。「田土にかかる租税」では、やはり物納と錢納の二種類の税があったことを確認し、前者については主として條記文書によりながら、作物の種類や税額を概観しつつ、租粟や租麥は畝数升程度（ちなみに官田の場合は畝三斛）で、租酒が畝三斛とする。また後者については「顯守帳」に対する謝氏の解釈を支持しつつも（ただし銀錢を葡萄園に関わる負担とするだけで、それが官田か民田かについては、明瞭を欠いている）、「□怪質帳」に対しては謝氏の誤解を指摘し、二五畝当たり一文程度のその低率はこれが正税ではなく、附加税だったことを示すという。「各種の調」では、謝氏が否定した田土に賦課される調（計田輸絹綿）の存在を認め、その上にさらに牛羊、駅羊薪、駅馬粟、（遠）行馬錢、および（刺）薪なども調とするが、（刺）薪の賦課単位が戸であったこと（ただし、丁男のいない戸はのぞく）以外は詳細をしりえないという。最後の「丁正錢、入臧錢、称価錢」においては、表題の三種の税目について、まず丁正錢は代役錢で一回の納入額は六文、年二回徴収として一二文となる。入臧錢は、「臧」が内蔵を意味していると考えられるので、内蔵に入る錢ということになり、これ自体は特定の税目とはいえない。最後の称価錢については、謝氏などの先行研究の理解を基本的に支持しながらも、各期ごとの収納額と各回ごとの賦課額の不規則性に疑問を表明している。このほか本論の最後に、高昌国の賦役制度が複雑多岐にわたっていること、租については葡萄園の租が重く、僧俗の租粟・租麥が比較的軽く、「計畝輸銀錢」の附加税がさらに軽かったこと、力役については「計丁承役」の役以外にも「計田承役」の役があったが、総じて役（代役錢を含む）の負担は租よりもはるかに重かったこと、調は田土や戸を単位として賦課され、役の負担より重かったことなどの諸点がまとめられている。

高昌国の税役制度がまことに複雑で、多様な種類の税役から構成されていたことは従来から指摘されていたが、謝、楊両氏の論稿は、いずれもその全体像の解明をめざした意欲的なものである。またそのほかにも、同時代の中国王朝の税役制度との異質性の面に対して大きな関心が向けられていること、そして「劑」字の解釈も含め、納税証明書ともいえるべき條記文書が最大限に活用されていることなど、分析視角や方法の点でも新しい試みを共有している。とくにそろって強調された異質性については、僧侶も課税対象となったこと（謝氏）、租のみならず調や役さえ田土を単位に賦課されたこと（楊氏）など、高昌国の身分制度や土地制度を考える際にも尊重されるべき見解が少なくない。また僧侶と俗人の負担の比較や、官田の存在、物納と錢納の区別なども今後批判的に継承されるべき論点であろう。いっぽう史料解釈の面では、とくに楊氏の論稿が豊かな成果を提示している。上記の「□怪質帳」の解釈や、契約文書の付加文言から租酒の額を導き出したのなどはその代表的な例であるが、「計人配馬文書」に対する謝氏の分析も貴重な成果といえよう。

ただ当然のことながら残存している文書には偏りがあり、全ての税役に対して等しく豊かな理解を提供してくれるわけではない。したがってやむをえないことではあるが、推測や中国の制度からの類推に頼らざるをえない点が出てくる。また残存している文書も性格や内容の理解が容易でないものが多く、十分に使いこなすことがむづかしいという難点もある。さらに編纂史料の断片的な記述との整合性といった問題も軽視できないであろう。これらは両氏の論稿に対する印象論といった域を出ていないかもしれないが、たとえば糧食作物を物納、商品作物を銭納というのは（謝氏）、単なる推測にすぎないばかりか、條記文書にある租酒と明らかに矛盾するし、道役（僧侶の役）が俗役よりも軽かったというのも（謝氏）、確固たる根拠があるわけではない。第二点目の問題については、両氏が頻繁に引用している「和婆居羅簿」以下の帳簿様式の文書にしてからが、課税と納税のいかなる場面で用いられたものなのか明確ではないし、條記文書の内容分析にも多くの課題を残したままなのである。また編纂史料との整合性については、「計畝輸銀錢」が附加税にすぎず、租酒以下物納の田租がそれよりも過重（ということは、課税者と納税者の双方にとって等しくより重要だったということだろう）だったのならば（楊氏）、なぜ高昌傳には前者だけが記録されたのだろうか。所詮「正史」の外国伝である、という問題の処理は評者にはできない。

とにかく高昌国の税役制度が複雑であること、そして同時代の中国王朝のそれとはかなり異質であることは、両氏の論稿によってはっきりと示された。今後は、その多様な種類の税役を並列的に羅列するだけにとどまることなく、各種の税役をそれぞれの基本的な性格をふまえて分類することが、基本的な性格を抽出する方法の発見ともども、課題とされなければならぬ。（N）

◆陳良文「從《高昌乙酉、丙戌歲某寺条列月用斛斗帳歷》看高昌寺院經濟」

（『湘潭師範学院・社会科学學報』1987年第2期、49～53）

◆吳震「吐魯番出土高昌某寺月用斛斗帳歷淺說」

（『文物』1989年第11期、60～69）

アスターナ三七七号墓より出土した「高昌乙酉、丙戌歲某寺条列月用斛斗帳歷」（以下「帳歷」と略）は、麴氏高昌国時代の寺院經濟を知る上で重要な情報をもたらしている。これをとりあげた、もしくは言及した研究論文も多く発表されており、ここに紹介する陳・吳両氏の論文もその中に含まれる。

このうち陳氏論文では、寺院の人的構成と階級関係・土地の占有と経営・毎月の穀物支出状況・国家の租税負担など多岐にわたって言及しており、次にあげる吳氏論文と同様に、この文書にかかわる寺院經濟の主要な問題に言及しているといっても過言ではない。この中で寺院常住の隷属民＝使人と作人についてとりあげた陳氏は、使人は作人より隷属度が強く、寺院にかかわって国家の雑役に服しており、さらに『釈氏要覽』によって唐代の寺院の家人に比定する。とはいえ家人の労働内容を使人・作人のそれと比較してみると、私見では作人に比定する方がふさわしいと考える。また作人を外作人（雇傭労働者）と区別している点など、たとえば朱雷氏の先行研究（「論麴氏高昌時期的『作人』」〈唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、1983年〉）にふれていないのは惜しまれるが、このように両者を区別することについては疑問がある。さらに陳氏は、「帳歷」二月条に見える麦（收穫時期からおそらく大麦）の播種量二四斛をふまえ、『齊民要術』に記された小麦の一畝当た

り播種量二升半にもとづき、この寺院が直接経営する耕地を九〇〇畝と計算している。しかしながら現行の『斉民要術』に見える小麦の播種量の単位については、すでに西山武一氏らが指摘するように「升」は「斗」の誤りであり、したがって小麦と大麦との差異をひとまず無視すれば、その耕地は九〇〇畝ではなく九〇畝ということになり、その経営規模については大きく異なってくる。このように陳氏論文にはいくつかの点で問題とすべき箇所がないわけではない。とはいえ、この論文が、「帳歴」にかかわる基礎的研究のひとつであることはまちがいないであろう。

次に呉氏論文であるが、ここでの成果の中心は、何といたっても「帳歴」の破損して不明になっている部分を丹念に復元している点であろう。くわえて呉氏は「帳歴」の年代について、その中の干支「乙酉」・「丙戌」を、「帳歴」に見える計量単位及び数字の表記を根拠に、それぞれ延壽二・三年（六二六・二七年）であると推定する。さらに各月に見える「祀天」の「天」を、「胡天」とみなしてゾロアスター教信仰を示すものとする解釈をしりぞけ、中国における先秦以来の伝統的な天帝（天地間の諸神祇を含む）をさしているとして仏教寺院の世俗化した在り方の事例とみなしている点など示唆に富む指摘が随所に含まれている。また、農業生産についても、陳氏論文と同様に、その労働力・耕地の規模や経営のありようなど多岐にわたって言及しており、この点でも重要な指摘が多々存在するが、その中には全く疑念がないわけでもない。たとえば、六月に播種した「秋（秋収穫の雑穀＝おそらく黍）の収穫の場合に、「帳歴」の復元部分で外作人の雇傭を想定せず、したがって寺院常住の作人・使人の労働力だけで可能であると推定している点については、その根拠が必ずしも明瞭であるとは言い難い。なぜなら、この寺院における二月条の麦の播種及び五月条の麦刈り、そして六月条の「秋」の播種の際には、それぞれ外作人が雇傭されていることが「帳歴」に示されており、「秋」の収穫にのみ外部からの労働力の導入がなくて可能であったとは到底考え難いからである。さらに呉氏は、この寺院が所有する耕地の面積を、現在のトゥルファンにおける麦の播種量や収穫量及び「帳歴」に見える穀物の消費量などから推算して、自作している耕地二七畝（常田二四畝と園田三畝）・小作に出している耕地四一畝（常田）の合計およそ六八畝としている。この点に関していえば、なぜ現在のトゥルファンにおける麦の播種量などが面積算定の際の根拠とされなければならないのかについての説明に欠けている。おそらく呉氏は、上記の陳氏が依拠した『斉民要術』の一畝当たりの播種量の内容を熟知した上で、これをおかしいとして退け、現在の播種量を根拠に推算されたのであろうが、なお必ずしも納得できる説明になっているとは言い難い。

このように「帳歴」の内容の理解にあたっては、両氏の論文に示されるように、たとえばこの寺院の土地経営の規模や労働力編成の問題ひとつをとってみても、必ずしも共通の土俵のうえで論じられているわけではない。したがって、今後は、「帳歴」のみをとりあげ議論するのではなく、ほかの様々なトゥルファン出土の文書を援用しながら、より確かな「帳歴」の内容理解に到達できるよう努めていく必要がある。その意味でも、これら二論文を基礎として、そこに示された問題を吟味した上で研究の深化を期待したい。

(M)

◆薛宗正「以儒学為主体的高昌漢文化」

（『新疆文物』1989年第1期、34～42）

出土文物を手がかりとしながら、主として高昌郡・高昌国時代のトゥルファン盆地の文化状況が、伝統的な儒学思想の強い影響下にあったことを論じた一篇。

著者はまず、漢族が定住した前漢以来、麹氏高昌国に至るまでのこの地の歴史を概観し、漢族が古

くから主要な住民であった点において、この地を中央アジアのオアシス都市一般と区別する必要があることを説き、黄文弼の『吐魯番考古記』に収録されている絹質の伏羲女媧図は、この地における漢文化の伝統を証明しているのみならず、遊牧民族の圧力が強まるなかで、漢族としてのアイデンティティを固持するためにも華夏族の古神たる伏羲と女媧が信仰されたことを示しているという。また「正史」の高昌傳の記述を援用しつつ、文化面ばかりか、政治制度の面でも中原に等しく、とくに官制はこの地が内地から分立した当時の王朝である晋のその影響が強いと結論する。

次いで著者は儒学を漢文化の核心とする立場から、『詩経』、『書経』、『礼記』、『易経』、および『春秋』などその經典類のトゥルファンからの出土状況を概観する。この五書のうち、『詩経』と『書経』の出土例が多く、前者は毛詩・鄭箋ばかりで正義系統の写本はなく、後者についても、いずれも魏晉以来の写本である。すなわち両者とも唐西州時代以前の写本ばかりだということである。しかしなんといっても經典類のなかで出土例が最も多いのはやはり『論語』である。しかも重要なのは出土例のいずれもが鄭注であるという事実であり、高昌郡以来、当地では一貫してこの系統の写本が普及しており、後漢以来の正統である古文派がこの地でも継承されていたことを主張する。著者はまた、かかる出土状況を「正史」の記述から傍証し、あわせて墓志（「高昌延壽十一（六三四）年九月唐阿明墓表」）から、高昌国時代国都から地方に至るまで博士なる官職が設置されていたことにも言及する。

しかし著者が最も強調するのは当地における『孝経』の普及である。『孝経』については、単に出土例が多いというばかりでなく、随葬衣物疏（「高昌延昌卅七（五九七）年閏六月武德随葬衣物疏」・「高昌重光二（六二一）年五月張頭子随葬衣物疏」など）にも副葬品として明記されている。またやはり鄭注の写本が多数を占めるが、アスターナ三一三号墓からは、義熙元（五一〇）年の紀年を有する『孝経解』なる注釈も出土している。『孝経』は西晉以降とくに重用されたので、多くの注釈が著わされており、当地に隣接する河西地方でも、学者がこれを講じたり、地方官がこれを為政に用いたりしていた（『十六国春秋輯補』巻七五前涼録祁嘉傳の「海渚」を、著者は「磧西」と解する）。高昌国でとくにその支配者層に『孝経』が重用されていた背景には、遊牧民族に囲まれた辺境に位置する漢族国家として、家族觀念を強固にし、あわせて政治情勢を安定させるという意図があったのであり、彼らのなかには「孝」字を名に用いた例さえ散見される。より具体的な事情として、高昌郡では漢代以来の孝廉制度が行われており、そのために『孝経』が当地で広汎に普及したと考えられる。

以上が本稿の要約であり、トゥルファン盆地が古くから漢族の居住地域であり、したがって文化面においても漢族の伝統文化、なかんづく儒学思想が中原と同じように普及していたということである。おそらく著者のこのような理解には、大筋において誤りはなかろう。また一方で、中原と完全に同一視するのではなく、例えば『孝経』の普及について、この地の辺境性を考慮している点なども評価されてしかるべきである。出土文物と「正史」の記述をつき合わせるという手法も堅実である。しかしとはいうものの、やはり不満が残ってしまうのはどうしてだろうか。思うにそれは、經典類の出土状況に対する検討がなお不十分であるという点に起因しているのであろう。

例えば、著者が指摘しているように、たしかに『論語』の出土例は多いが、平均的に出土しているわけではなく、著者も述べているように、特定の墓から集中的に出土しているのである。このことは他の經典についても大同小異であって、高昌郡時代はともかくとしても、高昌国時代に孝廉制度が存続していたか否かは疑わしいところである。また著者自身が掲げている「正史」の記述からも明らかに、高昌国の經典に対する欲求は時代的に消長があったものと思われ、今後、対外関係を詳細に跡づける作業とも重ね合わせながら、各經典の出土状況を検討してゆく必要があろう。（N）

◆王素「麹氏高昌曆法初探」

(国家文物局古文献研究室編『出土文献研究統集』北京 文物出版社、148～180)

麹氏高昌国時代、トゥルファン盆地で用いられていた曆について、文書や墓志といった出土史料を博搜することを通じて、その基本的な性格を論じ、あわせて可能な限り復元を試みようとした意欲的な論稿。古文献研究室に所属して、日頃から各種の出土史料に接する機会の多い著者ならではの成果といえよう。

先ず関連する出土史料を年代順に配列し、その上で高昌国時代の曆の基本的な性格を明らかにする。この地の曆も中原王朝の曆と基本的な性格を同じくするというのが著者の結論だが、その根拠として提示されているのは、②太陰太陽曆であること、⑤歳星紀年が用いられていること、③二十四節氣が用いられていること、④月を三旬に分けていること、⑥建・除など十二直が明記されていること、および⑦一日の時間が十二支により分けられていること、この六点である。いずれも中原王朝において採用されていた伝統的な曆法であり、高昌国もこのような曆法を踏襲していたことがわかる。ただし同時代の中原王朝の曆法と全く同じかということ必ずしもそうではなく、具体的な点で相違している箇所もある。

相違点の第一は、閏月の位置である。十九年七閏という原則は中原王朝で採用された伝統的な曆法と同じだが、五九二（延昌三二）年に閏正月が置かれており、この五九二年から六一〇（延和九）年までが周期となっていて（しかしこれがどこまで遡れるかは不明で、五六七（延昌七）年はともかく五一〇（義熙元）年まで遡及して対照すると一致しない）、六〇〇年に閏正月を設けている隋の曆とは明らかに異なる。また第二に月の大小について見ると、その決定方法に「平朔」と「定朔」とがあり、中原王朝では唐の武徳二（六一九）年までは前者を採用していた。高昌国でも建国直後の五〇四（承平三）年に平朔を採用したとすると、五八〇（延昌三〇）年までの七十六年間これを継続して用いていたと考えることができる。しかし翌五八一年から六一九（義和六）年までは、平朔に加えて南朝から伝えられた定朔を試用していた時期と考えられ、六二〇（重光元）年二月に、唐から定朔が伝えられると、初めてその単独使用に踏み切った。このことは同年二月の紀年を有する随葬衣物疏や墓志の紀年表記に、高昌国時代では珍しく矛盾が認められることから傍証される。

以上がきわめて大まかな要約であるが、このほか巻末には附録として「麹氏高昌朔閏推擬表」が付されており、便宜がはかられている。高昌国の曆法が中原王朝のそれと基本的には同じもので、中国の伝統的な曆法に属するものであったことはある意味で当然ともいえようが、それを実証したという点で本稿の意義には大きいものがある。また具体的な相違点について検討するなかで、この国と中原王朝との交渉を「正史」から跡づけ、新たな曆法の導入をその交渉の結果として位置づけようとした点は、先の薛宗正論文とも関わって、今後さらに深められるべき貴重な視点といえよう。ただ六世紀末期から七世紀初期にかけての平朔と定朔の併用（と評価できるとして）については、定朔がたとえ南朝から導入されたものであったにせよ、その試用に踏み切った背景に関しては、六世紀末期の時点における中原の政治状況を考慮に入れる必要があるのではなかろうか。（N）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)